

○函館工業高等専門学校聴講生規程

昭和63年7月4日

函高専達第2号

函館工業高等専門学校聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則第55条の規定に基づき函館工業高等専門学校聴講生(以下「聴講生」という。)に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 中学校を卒業した者
- 二 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続き)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、校長に願い出なければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業又は修了証明書
- 四 健康診断書
- 五 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書

(入学許可)

第4条 入学志願者については、面接試験その他による選考のうえ、校長が許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までには誓約書を提出しなければならない。

(入学時期)

第5条 聴講生の入学時期は、原則として学期の始めとする。

(聴講期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、6カ月又は1年以内とする。ただし、聴講生の願い出により、校長が必要と認めるときは、聴講期間を延長することができる。

(聴講科目)

第7条 聴講を許可する科目は、原則として講義科目のみとする。

(検定料，入学料及び授業料)

第8条 検定料，入学料及び授業料の額は，独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)に定める額とする。

(授業料の納付)

第9条 聴講生の授業料は，所定の期日までに聴講期間に係る金額を納付しなければならない。ただし，学期ごとの期間に分けて，それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

(検定料等の返還)

第10条 既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

(証明書の交付)

第11条 校長は，聴講した科目の証明書を交付することができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか，聴講生に関する必要な事項は，学則並びに学内諸規則を準用する。

附 則

この規程は，昭和63年7月4日から施行する。

附 則

この規程は，平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。